

労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方を 検討する必要性

1 結核予防法令の改正経過

- ・ 結核予防法の改正：平成16年6月23日公布
- ・ 結核予防法施行令、結核予防法施行規則の改正：平成16年10月6日公布
- ・ 施行：平成17年4月1日

(改正の概要)

事業者が、定期の結核健康診断を行わなければならない対象を、2次感染を起こす危険性が高い学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び社会福祉施設の従事者に限定。

2 労働安全衛生法との関係

- ・ 労働安全衛生法では、事業者に、主に結核対策として、原則としてすべての労働者に対し、胸部エックス線検査等の実施を義務付けている。

3 問題点

- ・ 労働安全衛生法では、事業者に、結核対策としてだけでなく、労働者の健康の保持増進のため、定期健康診断等の実施を義務付けている。
- ・ じん肺等の結核と密接な関係があることが知られている職業性疾病が存在する。

4 対 策

- ・ 検討会を設置し、労働安全衛生法に基づく胸部エックス線検査等の実施の意義・対象・頻度等について検討を行う。

結核予防法の一部を改正する法律について

結核は依然我が国最大の感染症であり、患者の特性の変化、予防施策に関する知見の蓄積等の結核を取り巻く状況の変化を踏まえ、予防接種におけるツ反の廃止、定期・定期外健診の効率的な実施等必要な見直しを行い、結核対策の充実強化を図る。

結核を取り巻く状況の変化

- ◆ **結核罹患率の低下傾向鈍化**
 - ・ 近年改善が鈍化し、平成9年には罹患率が上昇。10年、11年と連続して悪化。その後も改善は横ばい。

- ・ 日本の結核罹患率は、ロシアを除いた先進諸国中最下位。
依然として「中まん延国」。
- ※ 新規結核患者数（10万人対）：日本25人、アメリカ5人、イギリス11人、フランス10人

◆ 結核の罹患状況の変化

- ・ 若年者中心の罹患から高齢者、ハイリスク者中心の罹患へ。（若年者の罹患率の低下）
 - ・ 地域格差の拡大。
- ※ 大阪市の罹患率は長野県の6倍

◆ 予防・医療に関する知見の蓄積

- ・ 予防接種の要否判定のためのツベルクリン反応検査の必要性の否定。

総合的・計画的な施策の推進の必要性

一律的・集团的対応からリスクに応じた対応への転換の必要性

科学的知見に基づく予防接種の実施の必要性

若年者結核罹患率の低下
ツ反偽陽性者のBCG接種機会の喪失
BCG直接接種の安全性についての科学的知見の集積

具体的な見直しの内容

- ◆ **国・都道府県の計画の策定**
 - ① 国における基本指針の策定
 - ② 都道府県における予防計画の策定

- ◆ **リスクに応じた健診の実施**
 - ① 患者との接触が疑われる者に対する定期外健康診断の実施の強化
 - ② リスクに応じた定期健康診断の実施

◆ 予防接種におけるツ反の廃止

予防接種の要否判定のために実施していたツ反の廃止・BCG直接接種の導入

◆ 服薬支援の積極的推進

保健所・主治医による服薬支援の推進

施行期日

平成17年4月

結核予防法施行令の一部改正について(概要)

1. 定期健診 (第2条関係)

➢ 集団感染防止の観点から

➢ 感染の危険の高低に拘わらず
発症により二次感染を起こす
危険性が高い職業層

➢ 地域の実情に応じた健診の実施
➢ 罹患率の高い高齢者層の健診を
継続するとともに、都市部等結核
罹患率が高い地域における、結
核発症のリスクが高い住民等に
対して重点的な健診を実施

2. BCG予防接種 (第2条の2関係)

4 歳 まで

■ 学校における健診
高校生、大学生等 (入学時健診)

■ 施設の入所者に対する健診
刑務所 (20歳以上毎年度)
社会福祉施設 (老人ホーム、障害者施設等)
(65歳以上毎年度)

■ 事業所における健診
学校、病院、診療所、助産所、老健施設、
社会福祉施設の従事者 (毎年度)

■ 市町村における健診
① 65歳以上 (毎年度)
② 結核の発生の状況、定期健診の結核患者
の発見率その他の事情を勘案して特に必
要と認める者 (市町村の定める時期)

生 後 6 月 まで
(やむを得ない場合は1歳まで)

・ リスク評価を重視した効率的な健診
・ 接触者健診、有症状者受診に重点